

《令和 3 年第 4 回ふじみ野市議会定例会提出議案提案説明要旨》

【令和 3 年 1 月 30 日開会】

議案番号	件名	提案説明要旨
報告第 27 号	専決処分の報告について (損害賠償の額を定めることについて)	<p>1 専決処分理由 損害賠償の額が確定したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により報告するものです。</p> <p>2 事故の概要 (1) 事故発生場所及び内容 ふじみ野市緑ヶ丘一丁目 1 番 13 号付近において、市職員が運転する車両が相手方車両と擦れ違う際、相手方車両の左側面と接触した。</p> <p>(2) 事故発生日 令和 3 年 5 月 26 日 午後 3 時頃</p> <p>(3) 賠償責任額 129,186 円</p>
第 75 号議案	専決処分の承認を求めることについて(令和 3 年度ふじみ野市一般会計補正予算(第 7 号))	<p>1 専決処分理由 新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3 回目接種)を迅速かつ適切に行う体制を構築するために編成した令和 3 年度ふじみ野市一般会計補正予算(第 7 号)を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 434 億 7,766 万 6 千円 補正予算額 4,160 万 7 千円 補正後の予算総額 435 億 1,927 万 3 千円</p>
第 76 号議案	令和 3 年度ふじみ野市一般会計補正予算(第 8 号)	<p>1 総括 本補正予算は、歳入については、決定行為等が行われているもの、歳出については、制度改正及び事情変更により緊急やむを得ないものなどについて編成するものです。</p>

		<p>2 予算規模</p> <p>一般会計予算規模</p> <p>補正前の予算総額 435 億 1,927 万 3 千円</p> <p>補正予算額 14 億 4,366 万 7 千円</p> <p>補正後の予算総額 449 億 6,294 万円</p>
第 77 号議案	令和 3 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	<p>1 補正理由</p> <p>本補正予算は、保険給付費の増額及び人事院勧告等による人件費の減額に伴い、編成するものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 92 億 5,115 万 5 千円</p> <p>補正予算額 5 億 7,610 万 5 千円</p> <p>補正後の予算総額 98 億 2,726 万円</p>
第 78 号議案	令和 3 年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、人件費の補正に伴い、編成したものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 84 億 9,003 万 0 千円</p> <p>補正予算額 △114 万 1 千円</p> <p>補正後の予算総額 84 億 8,888 万 9 千円</p>
第 79 号議案	ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由</p> <p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号）の公布に伴い、関連条文の整理及び長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額を改定するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、本条例において引用している規定及び長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額を改定するものです。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>令和 4 年 2 月 20 日</p>

第 80 号議案	ふじみ野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 人事院勧告による職員の期末手当の引下げを実施する中、市議会議員の期末手当について支給月数を引き下げるものです。</p> <p>2 改正内容 期末手当支給月数について年間で 4.45 月を 4.30 月（△0.15 月）とします。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 81 号議案	市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 人事院勧告による職員の期末手当の引下げを実施する中、市長、副市長等の期末手当について支給月数を引き下げるものです。</p> <p>2 改正内容 期末手当支給月数について年間で 4.45 月を 4.30 月（△0.15 月）とします。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 82 号議案	ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 人事院勧告に鑑み、職員の期末手当の額等を改訂するとともに、会計年度任用職員の期末手当の支給に係る基準日を埼玉県に準拠し、改正するものです。</p> <p>2 改正内容 再任用職員以外の職員の期末手当支給月数について年間で 2.55 月を 2.4 月（△0.15 月）とし、再任用職員及び特定業務等従事任期付職員の期末手当支給月数について年間で 1.45 月を 1.35 月（△0.1 月）とし、特定任期付職員の期末手当支給月数について年間で 3.35 月を 3.25 月（△0.1 月）とし、所要の改正をします。</p> <p>また、会計年度任用職員の期末手当の基準日を埼玉県に準拠し、基準日の属する年度の 4 月 1 日を基準日として算出した額とします。</p>

		3 施行年月日 公布の日
第 83 号議案	ふじみ野市国民健康保険 税条例の一部を改正する 条例	1 改正理由 地方税法施行令の一部を改正する政令 (令和 3 年政令 253 号) の施行に伴い、条 文を整理する必要があることから、ふじ み野市国民健康保険税条例の一部を改正す るものです。 2 改正内容 世帯に 6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(未就学児) がい る場合において、該当世帯の世帯主に対し て賦課する被保険者均等割額を 5 割減額す るものです。また、その他所要の改正を行 うものです。 3 施行年月日 令和 4 年 4 月 1 日
第 84 号議案	ふじみ野市国民健康保険 条例の一部を改正する条 例	1 改正理由 出産育児一時金については、ふじみ野市 国民健康保険条例第 5 条で規定されている 支給額と、ふじみ野市国民健康保険に関す る規則第 23 条(以下、「規則」とする)で規 定されている産科医療補償制度の掛金とな る金額を併せて支給し、最大 42 万円を支 給しているところです。 この度、産科医療補償制度について、令 和 4 年 1 月 1 日より、当該制度の掛金が 1 万 6 千円から 1 万 2 千円に引き下げられる こととなりましたが、社会保障審議会医療 保険部会の「議論の整理」において、少子 化対策としての重要性に鑑み、出産育児一 時金の支給総額について、42 万円を維持す べきとされました。 このことを踏まえ、健康保険法施行令等

		<p>の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号）の施行に伴い、出産育児一時金の支給金額を改定するため、条例を改正するものです。なお、規則も併せて改定するため、最大支給額 42 万円に変更はありません。</p> <p>2 改正内容 条例第 5 条第 1 項中の子産育児一時金の支給額「40 万 4,000 円」を「40 万 8,000 円」に改めるものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 1 月 1 日</p>
第 85 号議案	ふじみ野市立西小学校校舎大規模改造工事請負変更契約の締結について	<p>1 理由 工事内容の変更により、ふじみ野市立西小学校校舎大規模改造工事に係る工事請負変更契約の議決を求めるものです。</p> <p>2 契約金額 変更前 9 億 931 万 5 千円 変更後 9 億 3,230 万 5 千円 変更増額 2,299 万円</p> <p>3 契約期間 令和元年 9 月 26 日から 令和 4 年 2 月 28 日まで</p> <p>4 契約の相手方 中原工業・友伸建設特定建設工事共同企業体</p>
第 86 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 道路の用に供する土地の寄附を受けたため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 A-181 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市福岡中央一丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.00m～6.00m / 39.84m</p>

		5 供用開始年月 令和 3 年 12 月下旬（予定）
第 87 号議案	ふじみ野市道路線の認定 について	1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に 供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に 基づき、市道路線の認定について、議会の 議決を求めるものです。 2 認定する市道路線 市道 B-184 号線 3 市道路線の位置 ふじみ野市中ノ島一丁目地内 4 幅員及び延長 4.20m～8.17m / 24.49m 5 供用開始年月 令和 3 年 12 月下旬（予定）
第 88 号議案	ふじみ野市道路線の認定 について	1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に 供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に 基づき、市道路線の認定について、議会の 議決を求めるものです。 2 認定する市道路線 市道 C-295 号線 3 市道路線の位置 ふじみ野市新田二丁目地内 4 幅員及び延長 6.00m～13.59m / 24.85m 5 供用開始年月 令和 3 年 12 月下旬（予定）
第 89 号議案	ふじみ野市道路線の認定 について	1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に 供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に 基づき、市道路線の認定について、議会の 議決を求めるものです。 2 認定する市道路線

		<p>市道 D-215 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市大井二丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 6.00m～13.10m / 26.95m</p> <p>5 供用開始年月 令和 3 年 12 月下旬（予定）</p>
第 90 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 E-260 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市亀久保四丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20m～8.46m / 32.44m</p> <p>5 供用開始年月 令和 3 年 12 月下旬（予定）</p>
第 91 号議案	ふじみ野市立上福岡駅西口駐車場の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市立上福岡駅西口駐車場の指定管理者の指定期間が令和 4 年 3 月 31 日をもって期間満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 タイムズ 24 株式会社共同事業体</p> <p>3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）</p>

第 92 号議案	ふじみ野市立介護予防センターの指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市立介護予防センターの指定管理者の指定期間が令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 社会福祉法人奉優会 理事長 香取 眞恵子 東京都世田谷区駒沢 1 丁目 4 番 15 号真井ビル 5 階</p> <p>3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）</p>
第 93 号議案	ふじみ野市立子育てふれあい広場の指定管理者の指定について	<p>1 提案理由 ふじみ野市立子育てふれあい広場の指定管理者の指定期間が令和 4 年 3 月 31 日をもって期間満了となることに伴い、次期指定管理者の指定を行いたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>2 指定管理者の名称 株式会社明日香</p> <p>3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）</p>